

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年9月11日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 契約予定件名

世田谷区立中学校用弁当調理及び配送等業務委託

(2) 内容

平成31年9月1日～平成32年3月31日まで世田谷区立中学校に対して、安全でおいしい弁当給食を実施し、生徒に提供する。

対象校及び業務内容は以下のとおり。また、詳細については、説明書のとおりとする。

<対象校>※配送弁当数は1日あたりの予定数量を記載

学校名	所在地	電 話	クラス数 (予定)	弁当配送数 (概ね)
太子堂中学校	太子堂 3-27-17	3413-0810	3	125
松沢中学校	桜上水 4-5-2	3303-7381	13	430
駒沢中学校	駒沢 2-39-25	3422-7401	11	450
緑丘中学校	桜上水 3-19-12	3303-7332	11	430
駒留中学校	下馬 4-18-1	3424-3070	11	430
八幡中学校	等々力 6-4-1	3701-2161	10	280
千歳中学校	千歳台 6-15-1	3300-7361	20	780
総 計			79	2,925

<業務内容>

- ①献立作成
- ②弁当の受注
- ③食材料の購入
- ④調理
- ⑤弁当の配送
- ⑥弁当容器・残渣の回収
- ⑦弁当容器の洗浄・保管
- ⑧業務報告及び臨時対応

2. 参加者の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の決定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があり、世田谷区から指名停止、入札禁止を受けている

期間中でないこと。

(3) 会社更生法（昭和22年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(4) 都道府県民税・市長村民税に滞納がないこと。

5. 提案書の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

6. 審査基準

提案書の特定にあたっては、以下の基準を総合して判断する。

(1) 様々なニーズに対応できる組織体制と実績があるか

(2) 内容・味に問題はないか。

(3) 価格は適正か。

(4) 献立は適正か。

(5) サンプルは学校給食摂取基準を満たしているか。

(6) 30分程度のヒアリング。

7. 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区弁当方式給食調理業務委託事業者選定委員会

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係 担当：尾池・猪刈

(世田谷区役所第2庁舎3階31番窓口)

電話：03(5432)2696 FAX：03(5432)3029

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 期間 平成30年9月11日（火）から平成30年9月25日（火）までの午前8時30分から午後5時まで

※ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 希望者に無償で窓口にて配付、または区のホームページからダウンロード可能

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/133/524/d00161747.html>

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成30年9月25（火） 午後5時まで

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 期限 平成30年10月30日（火） 午後5時まで

サンプルは担当と事前に調整した日に、別途持参すること。

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参または書留、配達記録郵便により郵送するとともに電子データを

SEA02056@mb.city.setagaya.tokyo.jp に併せて送信すること。

8. その他の留意事項について

- (1) 提案にあたっては、区ホームページ等を参考にすること。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」
- (6) 参加申込書及び企画提案の作成にかかる業者の費用については、世田谷区は一切負担しない。
- (7) 区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- (10) 企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書は返還しない。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (14) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (15) 提出書類等は返却しない。
- (16) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、提案の内容に区は拘束されない。